

公 告

このたび江別市の一部を受益地域とする土地改良（篠津北部下流地区（農業用排水施設、区画整理、農業用道路））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第5項において準用する法第5条改良法（昭第3項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年9月4日

申請人 江別市美原204番地の1

片岡 貴弘

(署名)

片岡 貴弘

江別市篠津534番地

(株)西脇農園 代表取締役 西脇雅彦

(署名) (株)西脇農園

代表取締役 西脇雅彦

江別市篠津555番地の35

(有)徳永農場 代表取締役 徳永大輔

(署名) (有)徳永農場

代表取締役 徳永大輔

1 縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

(2) 縦覧期間

令和7年9月4日から令和7年9月24日まで

(3) 縦覧場所

江別市のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

umemoto@shinotsu-chuoh.jp

(2) 意見書の提出期限

令和7年9月24日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、江別市経済部農業振興課までお問い合わせください。